

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	北米地域外交				番号	②	(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費			261,983				321,746		
	一般	在外公館	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費			359,877				397,998		
	小 計				一般会計		621,860				719,744		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		621,860				719,744		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

施策 I-2 北米地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省4-I-2)

施策名(※)	北米地域外交					
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	652	568	535	590
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	652	568	535	
	執行額(百万円)		419	343	458	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	0	
	執行額(百万円)		0	0	0	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」、「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進	
		*1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	a
		1-2 日米・日加間の相互理解の進展	b
		1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	b
		個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進	
		*2-1 米国との経済分野での協調の深化	s
		2-2 カナダとの経済分野での協調の深化	b
		個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進	
		*3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
		*3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮のミサイル開発の加速化、中国の軍事力強化と海洋進出などの安全保障環境の変化の中で、日米首脳会談および日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）を重ね、米国の日本の防衛コミットメントを強化し、日米両国の戦略文書の発表を通じてインド太平洋全域の抑止力強化に向けた取り組みを強化したことは重要な成果である。 ・我が国の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」政策戦略によって米国とカナダの外交政策が変化し、両国ともにインド太平洋地域への深い関与を強調する新しい戦略に着手したことが明確である。米国のインド太平洋戦略と国家安全保障戦略は、戦略的な国際競争やインド太平洋地域の安定化への米国の深い関与の意思を反映している。自由で開かれたインド太平洋を実現することへの明確なコミットメントは、地域の自由貿易、民主主義、及び人権などの分野での米国の役割を明確化している。米国の日本防衛への継続的なコミットメント、日米同盟の強化とさらなる地域安全保障体制の構築にむけて、令和2～4年の我が国の外交努力が着実にアウトカムへと繋がりつつあると思料され、高く評価できる。 ・測定指標1－1における政府トップレベルでの協力関係や、測定指標2－1における経済分野での協調の進化では、エビデンスが詳細に示されており、目標通り、或いは目標を越えての成果があがっていることは高く評価できる。一方、これらの指標に比べて、実務レベルの日米、日加の活動については、一定の成果が上がったとされているもののエビデンスが十分に示されていない。トップレベルの会議に加えて、基盤となる実務レベルの活動評価も重要である。支援事業や研修計画を実施することが目標とされており、これらの事業や研修によってどのような成果があがったのか、何が課題であったか、評価を行うことによって得られる次期目標設定への学びが示されていない。 ・測定指標1－2について、重層的な人的交流が進んでいるのが良い。大統領選挙の行方がどうなるのか不明で、アメリカ政治の不安定がつづくなか、幅広い層と深く関係を結んでいくことは安全保障になる。 ・測定指標1－5について、施策1－2の各目標の達成度合いが、この世論調査の結果に貢献するには乖離がある。施策の分析では、測定指標1－5について「引き続き米国の一般国民により理解を得る努力を継続していく」とあるが、これがどの目標に関連するのか明確でない。米国の一般国民に働きかける目標を加えるか、意図的なサンプル選定による質問票調査をするか、などにより適切な測定指標に変えることがよいのではないか。 ・米国が中国との戦略的競争関係を深める中で、米国内では対内投資規制、輸出規制、政府調達厳格化、サプライチェーン強靱化、インフレ抑制法などの規制措置が強まる中で、日本は経済安全保障の措置を強化しつつも、日米経済政策協議委員会や、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の構築支援等を通じてインド太平洋における自由で開かれた経済秩序を推進したことも評価できる。 ・個別分野2の測定指標2－1については顕著な成果が得られたとのことであり、このことは賞賛に値する。なお、コロナ禍下においても動画配信、ウェビナー、情報発信など在外公館の趣向を凝らした取組も高く評価されているところ。 ・個別分野3について、「令和2年度の外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見において指摘された、『米国における対日世論調査の結果』における一般国民と有識者との間での理解の乖離については、有識者による理解は極めて高い値を示している一方、一般国民の理解はそれに及ばない状況が継続しているところ、次年度以降においても引き続き米一般国民による理解を得る努力を継続していく。」という点に注目したい。 ・個別分野3「米国との安全保障分野での協力推進」、とりわけ測定指標3－2「在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展」に関する記述は、在日米軍施設の施設としての負の側面（NIMBY）のみに着目した取組を取り上げているように見受けられる。その他の側面、たとえば人的な側面を通じた取組としての、在日米軍基地で開かれた「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」や「在日米軍オリエンテーションプログラム」、「アメリカで沖縄の未来を考える（TOFU）プログラム」は個別分野3の目標達成のための事業であり、記述に値するのではなかろうか。
------------------------	--

担当部局名	北米局	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------------	--------

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障政策の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和2年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

2 日加間の協力関係の進展

日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳間で4回(全て電話会談)、外相間で6回(うち電話会談が4回)会談を行うなど、新型コロナウイルスにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、緊密に連携して対応した。

関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和3年1月20日にバイデン大統領が就任すると、27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。

令和3年3月16日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「2+2」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。

2 日加間の協力関係の進展

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では3回の電話会談を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐって連携を推進した。

特に、9月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。

「瀬取り」対策協力については、10月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。

人権分野では、令和3年2月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和3年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題、及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

新型コロナによる往来の制約がある中、対面での会談を追求しつつも、電話会談・テレビ会議を通じて、緊密に意思疎通を図っていく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳会談を7回（うち2回は電話会談、1回はテレビ会談）、外相会談を12回（うち7回は電話会談）行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、4月の菅総理大臣とバイデン大統領の会談や、令和4年1月の岸田総理大臣とバイデン大統領のテレビ会談などを通じ、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携した。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。

会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。共同声明では、3月に開催された日米「2+2」の共同発表も踏まえ台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、两岸問題の平和的解決を促した。また、日米両国が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素以降の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

また、7月のオリンピック・パラリンピック東京大会開会式では、米国からバイデン大統領夫人が出席し、菅総理大臣夫妻との懇談を通じ、同大会や教育など、幅広いトピックについて意見交換を行った。

令和4年1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。この関連で、岸田総理大臣から、バイデン大統領の訪日を得て日米豪印首脳会合を令和4年前半に日本で主催する考えであると述べ、バイデン大統領から、支持が表明された。また、両首脳は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両首脳は、地

域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致した。岸田総理大臣から、新たに国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明し、バイデン大統領は、これに支持を表明するとともに、極めて重要な防衛分野における投資を今後も持続させることの重要性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」などに基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。そのほか、岸田総理大臣から、現実主義に基づく核軍縮の考えを説明し、バイデン大統領から支持が表明され、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認した。両首脳は、NPT に関する日米共同声明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く状況ではあるものの、昨年度は実績数がゼロであった対面での会談については、首脳間で1回、外相間では2回実現した。その他首脳間では電話会談1回、外相間では電話会談1回及びテレビ会談1回を実施し、日加間で緊密に意見交換を行った。

特に、5月の外相会談においては、茂木外務大臣とガルノー外相の間で、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」を発表し、「法の支配」を始めとする6つの分野において具体的な協力を進めていくことで一致したことは、大きな成果であった。その後、6月の日加首脳会談含め、累次の会談の機会において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、具体的協力を進めていくことを確認し、様々なレベルで取り組んできている。また、首脳・外相間の会談においては、カナダ側から拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力の表明があったほか、北朝鮮及び中国を含む地域情勢についても意見交換を行い、緊密に連携していくことで一致した。

その他、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への支持があり、令和4年2月の首脳電話会談ではウクライナ情勢についても議論し、連携していくことで一致した。

「瀬取り」対策協力については、4月、カナダは航空機・艦艇の派遣に関する取組を2年間延長する旨を決定。コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣され、日加の連携が継続した。

令和4年度目標

1 日米間の協力関係の進展

電話・テレビ会談を含め、首脳会談や外相会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話・テレビ会談を含め、首脳間、外相間を始めとする様々なレベルで意見交換を頻繁に実施することを維持していく。特に、地域情勢における緊密な連携や「瀬取り」対応を含めた法の支配に関する連携など、令和3年5月の日加外相会談にて確認された「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの分野における具体的協力のための取組を進めていく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳間で7回（うち電話会談2回）、外相間で10回（うち電話会談2回）会談を行うなど、ポスト・コロナに向けて要人往来が本格的に再開する中、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、5月のバイデン大統領の訪日、7月の林外務大臣の訪米、9月のハリス副大統領の訪日、令和5年1月の岸田総理大臣及び林外務大臣の訪米等を通じ、首脳間、外相間を始めとする両国のハイレベル間の深い信頼関係の下、日米同盟はかつてなく強固なものとなっており、両国は中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応などにおいて緊密に連携した。

5月22日から24日まで、バイデン大統領が、大統領就任後初めて訪日し、23日、岸田総理大臣と日米首脳会談を行った。両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認した。その上で、両首脳は、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、FOIPの実現に向け、日米が国際社会を主導し、引き続き同志国と緊密に連携していくことで一致した。また、両首脳は、ロシア・ウクライナや北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行った。中国をめぐる諸課題への対応に当たっては、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、さらに、両首脳は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。バイデン大統領からは、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、両首脳は、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルも含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致した。さらに、バイデン大統領から、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げを表明し、岸田総理大臣から、IPEFとその立上げに係るバイデン大統領のリーダーシップを評価し、日本として参加・協力することを述べつつ、戦略的な観点から、米国のTPP復帰を促した。その上で、両首脳は、日米両国の競争力・強靱性の強化のため、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の下、がん研究や宇宙などの分野において引き続き協力していくとともに、経済安全保障の確保に向けた協力を強化していくことで一致した。また、両首脳は、エネルギー・食料問題や国連の改革と強化、核軍縮・不拡散、国際保健や気候変動などといった地球規模課題についても意見交換を行った。そのほか、両首脳は、ポスト・コロナに向けて各種交流事業を再開させ、重層的な人的交流を促進していくことで一致した。そして、両首脳は、会談の成果として、日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」を発出した。

令和5年1月13日、ワシントンDCを訪問した岸田総理大臣はバイデン大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米両国が近年で最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、前年に発表した日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎するとともに、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。その上で、両首脳は、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。両首脳は、地域情勢についても意見交換を行い、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、さらには、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。その他、北朝鮮やロシア・ウクライナについても意見交換を行った。また、岸田総理大臣は、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや決意を示していく、また、インド太平洋についてもしっかり議論したいとの考えを説明し、両首脳はG7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことを改めて確認した。さらに、岸田総理大臣から、FOIPの実現に向けた取組を強化していく考えである旨述べたのに対し、バイデン大統領から、米国の地域に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明され、両首脳は、日米でFOIP実現に向けた取組を推進していくことで一致した。その上で、会談を受けて両首脳は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む共通の価値に導かれた、前例のない日米協力を改めて確認し、日米共同声明を発出した。

2 日加間の協力関係の進展

日・カナダ間では首脳会談が3回（うち1回電話会談）、外相会談が5回実施された。カナダからは4閣僚が延べ6回訪日し、我が国からは岸田総理大臣や西村環境大臣が訪加するなど、ハイレベルでの要人往来が活発化した。

特に10月にはジョリー外相が外務省賓客として訪日し、林外務大臣とFOIPの実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表した。同アクションプランは、令和3年5月に両外相間で発表された日本及びカナダが共有する優先協力6分野に関し、その具体的な取組をまとめた今後の日加協力の羅針盤となる文書で、「瀬取り」対応や情報保護協定の正式交渉開始、エネルギー協力が取組として盛り込まれた。その後、11月にカナダは、同国初となる「インド太平洋戦略」を発表した。カナダは同戦略において日本との優先6分野での協力の実施を明記する等、同戦略は日加間のアクションプランと軌を一にしており、我が国としても同戦略の発表を歓迎し、首脳間でもFOIP実現に向けた一層の連携で一致した。

また、令和5年1月に岸田総理が日本の総理として約4年ぶりに訪加した際の日加首脳会談では、トルドー首相から、我が国が新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の増額を決定したこと及びG7広島サミットの成功に対して全面的な支援を得た。

さらに、累次の首脳・外相会談や日加外務・防衛当局間（PM）協議等の各種協議において、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮、中国をめぐる諸課題への対応といった地域情勢や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）での連携に関し、認識の摺り合わせを行い、引

き続き日加で緊密に連携していくことで一致した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（一年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和2年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標2及び3については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和3年9月まで延長した上で、令和3年2月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム(ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等)を実施し、令和3年3月までに166名が参加した。

令和3年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標1、2、3、4及び7については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

1 在米・在加日系人との交流プログラム

コロナ対策による入国制限のため、往来を伴う招へいは実現しなかったものの、在米日系人について

は参加予定者及び過去の招へい参加者の交流や、大使館・総領事館との意見交換を行い、日系人同士で今後の日米関係への貢献について検討を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

コロナ対策による入国制限のため、往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、将来的な招へい・派遣を見据えたオンラインでの交流やウェビナー、過去の参加者向けのオンライン企画を32件実施し、令和4年3月までに1,016名が参加した。

4 マンスフィールド研修計画

4月の日米首脳会談において、米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画の再開について合意。これを踏まえて、米国の行政官8名が各省庁にて研修を行っている。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約130名に対し令和4年1月から、週3回授業を実施しており、今後5月まで継続し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図る予定。新型コロナウイルス感染拡大により当初想定 of 対面授業は中止となったが、オンライン化等の工夫を試みた。

令和4年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナウイルス感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。また、在米日系人の記憶継承に資する取組を支援する。
- 2 日本人学生等のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い者を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 在米・在加日系人との交流プログラム

「在米日系人リーダー招へい」を4年ぶりに、また、「在加日系人リーダー招へい」を3年ぶりに実施し、それぞれ11名(米日カウンシルの代表1名含む)、3名の日系人が訪日を果たした。令和5年3月に在米日系人リーダーは高円宮妃殿下の御接見、岸田総理大臣や林外務大臣、日米友好議連との表敬や、経団連・経済同友会等、政財界各界の関係者との懇談や意見交換を実施し、米日カウンシルが実施する日系人シンポジウムや共催のフードテックイベントへの参加も行う等、重層的な人脈構築と相互理解促進を進めた。令和5年2月に在加日系人リーダーも高円宮妃の御接見や吉川外務大臣政務官表敬を行い、対日理解の促進と我が国関係者との人脈構築を行った。在米日系人の記憶継承の観点からは、日系人学生訪日の際の海外移住史料館見学の実施や、在米日系人博物館創設30周年の機会を捉え、在外公館を通じて博物館の側面支援を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図った。43件の招へい案件、15件の派遣案件を実施し、往来を伴う招へいは米国543名、カナダ114名、派遣は米国245名、カナダ31名であった。

4 マンスフィールド研修計画

マンスフィールド研修計画により、米国の行政官10名が各省庁等において研修を行っている。令和4年度は、林外務大臣及びエマニュエル駐日米国大使出席の下、9月に飯倉公館において研修員の歓迎レセプションを開催し、日米交流に携わる各界の関係者の参加を得て、関係構築を行った。

5 日米草の根平和交流招へい(POW招へい)

日本の入国規制が緩和されたことを受け、令和5年2月、元戦争捕虜の家族7名を招へいした。山田外務大臣政務官表敬、エマニュエル駐日米国大使表敬の他、市民との交流会や、POWゆかりの土地を訪問した。

6 米国議会議員・議員補佐官の招へい

10月、米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持の促進を図った。参加者は米国下院議員の補佐官4名。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約110名に対し9月から、週3回授業を実施し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	30	9	20	19	20	19	

測定指標1－4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	7	3	5	6	7	8	

測定指標1－5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

(出典：「米国における対日世論調査」(ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	令和4年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	① 86% ② 91%	①84% ②89%	①70% ②96%	①85% ②95%	①70% ②93%	①86% ②91%	①72% ②93%	

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1－1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *】

日米・日加両政府間の協力関係強化の推進については、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限を受けた令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度にはハイレベルでの対話が頻繁に行われた。

令和3年には、4月に菅総理大臣が米国を訪問し、バイデン大統領と対面で会談する初の外国首脳となった。日米首脳会談では、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出した上で、「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」に合意し、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致するなど、幅広い分野での日米協力の深化が合意された。

また、同年5月に行われた日加外相会談では、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優

先協力分野」が発表された。

さらに、令和4年は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮によるこれまでにない頻度と態様で繰り返される弾道ミサイル発射や、東シナ海・南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化などにより、地域及び国際社会の安全保障環境は急速に厳しさを増し、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれる一年となった。国際秩序が挑戦に晒され、大きく揺らいでいる今ほど、同盟国・同志国との連携が求められている時はない。

厳しさを増す国際情勢を踏まえ、令和4年は米国とカナダの外交戦略にも変化が生じた年となった。米国は2月にインド太平洋戦略、10月には国家安全保障戦略を発表した。インド太平洋戦略では米国は自らをインド太平洋国家と位置付け、インド太平洋への長期的立場とコミットメントを強化することへの決心を述べた上で、「自由で開かれた、つながりのある、繁栄した、安全で強靱なインド太平洋」を実現することを約束した。さらに、10月にはバイデン政権下では初となる国家安全保障戦略が発表された。ここでは、国際社会が直面する戦略的な競争等に対し、米国がリーダーシップをとりながら、日本を含む同盟国・同志国と連携しつつ対応していく考えが示された。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進が明記されるとともに、日本防衛への揺るぎないコミットメントが再確認された。

カナダもまた、11月に初めてとなるインド太平洋戦略を発表した。同戦略は、今後10年間にわたり、インド太平洋地域へのカナダの関与を深めるための包括的なロードマップとの位置付けで、「同地域の自由で開かれた、かつ持続可能で包括的な秩序を強化すること」を戦略の基本とする。カナダが従来重視していた分野に加え、カナダが同地域への関与を強めていることを象徴する動きであり、同戦略には上述の令和3年5月に外相間で合意された「自由で開かれたインド太平洋」実現に資する6分野での協力の実施も明記された。

こうした背景の中、令和4年は日本と米国及びカナダとの関係が一層深化した年となった。ポスト・コロナに向けて様々な分野で人的交流が再開の兆しを見せる中、令和4年はハイレベル間でも頻繁な政策のすり合わせが行われた。首脳間、外相間の深い信頼関係の下で、日米及び日加間で、ウクライナや北朝鮮、中国などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において緊密に連携している。

日米間では、令和4年5月にバイデン大統領が訪日し、令和5年1月には岸田総理大臣が訪米を行った。いずれの機会にも日米首脳間で共同声明が発出され、令和5年1月には日米の協力が前例のないものであると記された。

日加間では、令和5年1月の岸田総理大臣の訪加に加え、令和4年10月のジョリー外務大臣の訪日に際しては、今後の日加協力の羅針盤となる「自由で開かれたインド太平洋に資する日加協力のアクションプラン」が発表されるなど、両国関係が大きく深化した年となった。

以上のように、今回評価期間において日米・日加政府間の協力関係は大きな進展を遂げており、所期の目標は達成されたと判定される。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－2 日米・日加間の相互理解の進展】

日米・日加間の相互理解の進展について、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本人学生等のインターンシップ支援事業及びマンスフィールド研修計画以外の事業は計画通り実施できないケースが多かったが、カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）や在米・在加日系人との交流プログラムにおいては、オンラインの活用や在外公館での交流などを工夫して事業を履行した。カケハシ・プロジェクトにおいては、令和2年度、3年度にそれぞれ166名、1,016名がオンライン交流事業に参加した。

令和4年度は、水際措置も緩和されたことから、すべての事業を概ね計画通り実施することができた。在米・在加日系人との交流プログラム、カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）、POW 招へい、米国議会議員・議員補佐官の招へいにおいては、3年ぶりの実招へいを行い、官邸、外務省政務への表敬を始めとした充実したプログラムを実施することができた。対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、対外発信力の強化の観点から極めて効果的であったと考えられる。

また、日本人学生等のインターンシップ支援事業では、3年間を通じて、日本人研究者1名を派遣し、自由で開かれたインド太平洋など日本の主要外交政策について政策セミナー・ウェビナーで発信した結果、同日本人研究者は現地の主要シンクタンクに直接雇用されることになった。将来にわたる日米関係のキーパーソンの育成及びネットワーク化のグッド・プラクティスとなった。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－3 日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日米二国間会談数については、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限された令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度は概ね目標値を達成でき、日米関係の強化への効果が大きかったと考える。

目標値自体には及ばなかったものの、令和3年度は、4月に菅総理大臣の訪米、令和4年度は、5月にはバイデン大統領の訪日、令和5年1月には岸田総理大臣の訪米が行われ、いずれにおいても日米共同声明が発出されるなど、日米関係の強化という施策目標に向け、実質的な面においては例年以上の効果があったと言える。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－4 日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日加二国間会談数においては、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限された令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度のいずれの年も目標値以上の会談を行った。

令和2年度、令和3年度に比し、令和4年度は、岸田総理大臣が日本の総理大臣として約4年ぶりに訪加した他、10月のジョリー外相の訪日にあたり、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」が発表されるなど、関係を相当程度進展させることができた。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－5 米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）】

米国における対日世論調査については、いずれの年も、日本に対して肯定的な回答の割合が高く評価されており、日米間の関係の深さを定量的に計測できた。ハイレベル間での交流を含む、様々なレベルでの重層的な人的交流が成果につながった。

なお、有識者の部と一般の部との間では、有識者の部では肯定的な回答の割合が極めて高い一方、一般の部では理解度がそれに及ばない状況が続いているところ、次年度以降においても引き続き米国の一般国民により理解を得る努力を継続していくことが求められる。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

米国は日本にとって唯一の同盟国である。強固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と安定の礎である。累次の首脳会談で、両首脳は、地域及び国際社会の平和と繁栄の確保に向けて、あらゆる分野で日米を始めとする同志国の結束を強めていくことを確認した。これらの点を踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。

また、日本とカナダはG7のメンバーであり、普遍的価値を共有するインド太平洋地域の重要なパートナーであるカナダとの協力も不可欠である。こうした点を踏まえ、今後、日加関係を一層推進・強化していくことが、インド太平洋地域の平和と安定にとって重要である。

こうした点を踏まえ、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1－1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する」との中期目標およびその達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。米国は日本にとって唯一の同盟国。強固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基軸であり、インド太平洋の平和と安定の礎である。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、地域及び世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれ、我が国を取り巻く安全保障環境も急速に厳しさを増す中、引き続き日米間の連携を一層強化していく。

「カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する」との中期目標およびその達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。普遍的価値を共有するG7のメンバー及びインド太平洋地域の重要な戦略的パートナーであるカナダとの協力を推進することは、我が国及び地域の安全保障を確保する上で極めて重要である。今後とも、ハイレベルでの対話を戦略的に深化させていく。

1－2 日米・日加間の相互理解の進展

幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げるべく、引き続き重層的な日米・日加の交流事業・対話を推進する。また、日米間での合意事項である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資する重層的な人的交流の促進の一環として、FOIP 推進に資する実務家・専門家の育成等を目的とした「FOIP 推進人材育成交流強化プログラム」（令和 5 年度開始）を実施していく。

1－3 日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、効果的な働きかけを行う上でも、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

1－4 日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、日加の首脳・外相を始めとする高いレベルで緊密な意見交換を適時・適切に継続する。

1－5 米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）

本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものである。重層的な日米の交流・対話を推進し、幅広い層における日米間の相互理解を一層高いレベルに引き上げるため、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
アメリカ合衆国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>)
日米首脳会談（令和 4 年 5 月 23 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
日米首脳会談（令和 5 年 1 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_001475.html)
北米地域との交流 カケハシ・プロジェクト
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page25_000243.html)
カナダ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/index.html>)
日加外相会談及びワーキング・ディナー（令和 4 年 10 月 11 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009489.html)
日加首脳会談（令和 5 年 1 月 12 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/ca/page4_005750.html)
海外における対日世論調査
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>)- ・ 令和 3 年版外交青書（外交青書 2021）、令和 4 年版外交青書（外交青書 2022）、令和 5 年版外交青書（外交青書 2023）
第 2 章第 3 節 北米

個別分野２ 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１ 米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（２）個別経済問題に対処する。

２ カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）

八 外交・安全保障

・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 2－1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（--年度）

１ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け日米経済関係を安定的に発展させつつ、地域の繁栄に向けた経済秩序の維持・発展を主導していくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて日米間で議論を進める。また引き続き、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行していく。

２ 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和 2 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１ 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。

２ 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１ 日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

（１）日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える 3 要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界の GDP の約 3 割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和 3 年 3 月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米通商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

（２）「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の 3 つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和 2 年には日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を計 2

回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、4月には日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEPの枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）の立上げから1周年の機会に、JUMPPに関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、9月に第5回日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を令和2年度を通じて99件実施し、約88万人の参加を得た。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和3年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品のPRを目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力

4月に行った日米首脳会談において、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」が立ち上げられた。同会談で両首脳は、日米両国の競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋及び国際社会の繁栄を実現するためにリーダーシップを発揮するべく、①競争力・イノベーション、②コロナ対策・グローバルヘルス、③グリーン成長・気候変動の三本柱の下で、具体的かつ包括的な協力を推進することで一致した。12月には、フェルナンデス国務次官が訪日し、鈴木外務審議官との間で本パートナーシップをフォローアップするとともに、日米の協力を継続していくことを確認した。また、令和4年1月の日米首脳テレビ会談で立上げを発表した日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）においても、本パートナーシップに基づく協力の推進や、インド太平洋地域を含む国際社会における日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、かねてより重点的に推進してきたエネルギー、デジタルなどの日米協力も、本パートナーシップに引き継がれている。インド太平洋地域の現実的なトランジションを日米で後押しするため、4月の日米首脳会談で「日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）」が立ち上げられた。6月には第1回会合が開催され、重点分野として①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定した。その後、12月の第2回会合では、第1回会合のフォローアップを行うとともに今後の進め方について議論した。また、JUCEP傘下のワーキンググループにおいて、10月に、日本、米国及びインドネシアの官民を交えて日米の支援ツールキットに関する説明をし、インドネシアの投資機会や課題について議論した。

同様に、4月の日米首脳会談で立上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDGP）」では、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの国際展開に

向けた議論を進めている。さらに、11月には、GDCPでの議論を踏まえ、第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）が開催された。

日米通商関係については、令和3年3月に日米貿易協定に基づき米国産牛肉に対するセーフガード措置が取られたことを受け、同協定に基づく牛肉セーフガードに関する協議を開始し、令和4年3月、日米間で実質合意に至った旨を発表した。

2 経済・通商分野におけるバイデン政権との協議

11月、レモンド商務長官とタイ通商代表が訪日し、松野内閣官房長官への表敬、林外務大臣及び萩生田経済産業大臣との会談をそれぞれ行い、経済・通商分野における日米協力や米国のインド太平洋地域への関与について、意見交換を行った。

また同月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部(USTR)の三者で、日米が共同で取り組むべき様々な国際通商課題を議論する「日米通商協力枠組み」(局長級)が立ち上げられ、令和4年3月に第1回会合が開催された。外務省からは小野経済局長、経済産業省からは松尾通商政策局長、米国通商代表部からはピーマン通商代表補が出席し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や、グローバルアジェンダに関する日米協力の観点から、第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について議論を行った。

令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、両首脳は、米国通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税問題を速やかに解決するべきとの点で一致した。これを受け、関係閣僚、関係省庁間で精力的に協議を行った結果、令和4年2月、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国の通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

令和3年度を通じて97件の事業を実施し、約33万人の参加を得た。このうち日米経済関係に焦点を当てたセミナーなどの各種イベントや動画配信による日本食プロモーションなどの案件を約80件実施した。新型コロナの感染拡大に伴い対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス感染症対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。例えば、テネシー州に進出する日系企業が雇用面から現地経済に大きく貢献していることを発信する動画放映事業では670万回の再生回数を得るなど、新型コロナの感染拡大の最中でも、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層の米国人に対して発信することができた。

また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえて、バイデン政権の重点政策に基づいた新たな「行動計画2.0」を策定、本事業のプライオリティを見直した。具体的には、労働者・中間層重視、新型コロナウイルス感染症対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術といったバイデン政権の重点政策における日米連携の促進を図る各種イベント等の開催など効果的な取組を各省庁・機関の協力体制の下で実施した。

令和4年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域及び国際社会の繁栄を実現するため、経済版「2+2」も活用しつつ、日米コア・パートナーシップを含む幅広い連携・協力を推進し、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 経済版「2+2」や日米通商協力枠組みでの協議等も活用し、バイデン政権が10月27日に発表したインド太平洋経済枠組みの具体化、更には米国のTPP復帰も見据えて協議を継続し、米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化に取り組む。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において、バイデン政権の関心事項に沿って取りまとめられた新たな「行動計画2.0」に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえ、日系企業に対する地域住民感情の向上を含む日系企業の企業活動円滑化を図る。

更に、デジタル田園都市構想を含め、新しい資本主義とビルド・バック・ベターの呼応と連携を草の根レベルに浸透させることで、民間も巻き込んで日米が共有する普遍的価値に基づく経済成長モデルのあり方についての評論を慫慂していく。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベルな対話を生かした日米の経済連携・協力の推進

5月、バイデン大統領訪日の機会に、(1)競争力・イノベーション、(2)新型コロナ対策・グロー

バルヘルス・健康安全保障（ヘルスセキュリティ）、（3）気候変動、クリーンエネルギー、グリーン成長・復興の柱の下、61 項目にわたる包括的な協力案件の進捗を記載した「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」のファクトシートを発出した。

また、令和 3 年度末に立ち上げた日米経済政策協議委員会（経済版「2 + 2」）については、本年度中に初会合（7 月）と 2 回の次官級協議（5 月及び令和 5 年 1 月）を実施した。四閣僚が対面で集う形で実現した経済版「2 + 2」初会合においては、（1）ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、（2）経済的威圧と不公正で不透明な貸付慣行への対抗、（3）重要・新興技術と重要インフラの促進と保護、（4）サプライチェーンの強靱性の強化について議論を行うとともに、具体的な行動計画を含む共同声明を発出した。

コロナ禍を経た人の往来の再開に伴い、地方政府ハイレベルの訪日も増えた。今年度は、メリーランド州知事、ネブラスカ州知事、コロラド州知事及びカリフォルニア州副知事が経済・貿易ミッションを率いて訪日するとともに、ヒューストン市長、サンアントニオ市長、シアトル市長及びマイアミ市長も訪日した。我が方政府高官との意見交換を通じ、地元コミュニティにとっての日本の重要性を双方に確認する機会作りを実現させた。

地方政府との連携強化においては、カリフォルニア州、ワシントン州及びメリーランド州との間で、経済及び貿易関係に関する協力覚書を更新した。さらに、現地邦人の運転免許取得における手続き上の負担軽減を図り、11 月にオレゴン州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する覚書を作成した。これにより、運転免許試験の一部相互免除の覚書を日本と結んでいる州は 7 州に増加した（メリーランド州、ワシントン州、ハワイ州、バージニア州、オハイオ州、インディアナ州及びオレゴン州）。

デジタル分野においても、日米の協力強化のために、様々な枠組みを通して議論が行われている。特に、令和 4 年 8 月に実施された「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDPC）」専門家レベル作業部会や、令和 5 年 3 月に実施された「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米 IED）」において、Open RAN、5 G、スマートシティ、DFFT、AI、サイバーセキュリティ等に関し、日米の政府関係者や民間事業者の間で意見交換が行われた。

2 米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化

5 月 23 日、東京において、岸田総理大臣、訪日中のバイデン大統領及びモディ印首相を含む 13 か国の首脳や首脳代理の出席を得て、インド太平洋経済枠組み（IPEF）立上げ会合が開催された。それ以降、3 回の閣僚級協議（6 月：パリ、9 月：ロサンゼルス、12 月：オンライン）と 3 回の交渉官会合（12 月：ブリスベン、令和 5 年 2 月：ニューデリー、令和 5 年 3 月：パリ）が開催され、日本は、貿易、サプライチェーン強靱化、クリーン経済、公正な経済の 4 つの柱の具体化に向け、IPEF 参加国と共に議論及び交渉を進めた。他方でまた、日本はあらゆる外交機会を通じ、米国に対し TPP への復帰が望ましいとの我が国の立場を一貫して米国に伝えた。

また、通商分野においては、第一に、日米貿易協定に基づく米国産牛肉に対するセーフガード措置の適用条件につき交渉し、合意に至った。これは、令和 3 年に本措置が発動されたことを受け、日米間で正式に協議が開始し、6 月には合意内容に基づいた日米貿易協定改正議定書がワシントン DC において富田駐米大使とタイ米通商代表との間で署名され、国会承認を経て令和 5 年 1 月 1 日に発効した。

第二に、令和 5 年 1 月の日米首脳会談におけるやりとりを踏まえ、同年 3 月に日米重要鉱物サプライチェーン強化協定（CMA）を締結した。これにより、日本が米インフレ削減法上の「米国との FTA 締結国」に含まれることとなり、日本で採取・加工された重要鉱物（EV の電池の材料）が米インフレ削減法上の EV 税制優遇措置の対象となった。

第三に、日米間の通商分野における協力について定期的に意見交換を行う「日米通商協力枠組み」の会合を実施し、前年度に引き続き、第三国の貿易慣行、デジタル、環境、労働、貿易円滑化、マルチ協力などに関し協議を行った。

3 草の根レベルの日米経済関係強化

米国の各地域の特徴や日本への関心の高さに応じ、テイラーメイドで草の根レベルの関係構築を目指す「グラスルーツからの日米関係強化プロジェクト」については、全米の在外公館を通じ、在米日本企業、現地企業、経済団体、教育機関など幅広いパートナーとの連携を通じて、人と人の交流に根差した対日理解促進を図った。令和 4 年度を通じ、全体で 88 件の事業を実施し、約 30 万人の参加を得た。事業規模は約 20 人～20,000 人、実施形式は対面形式 77 件、オンラインのみ 10 件、ハイブリッド形式 1 件、開催期間は 1 日や数日、半年以上等多様な方法で実施しており、米国内の現地の地元住民から州政府関係者等様々な層が参加した。

中でも、在シカゴ総領事館が 5 月に実施した現地の日本企業視察事業では、州政府関係者や州議会関係者に日本企業の貢献を直接紹介することで、日本企業による米国経済への貢献を効果的にアピールし、ひいては、日本企業の企業活動の円滑化に貢献できた。

また、在外公館が所在しない州においては、名誉領事と連携しつつ、総領事自ら日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「草の根キャラバン」事業を実施している。今年度は在シカゴ総領事館がウィスコンシン州マディソン市、ミルウォーキー市及びプレザント・プレーリー村、カンザス州サライナ市及びトピカ市、ノースダコタ州ファーゴ市において実施した。

他にも 12 月には防災への関心が高いシアトル市及びホノルル市において防災に関するセミナーがそれぞれ実施され、日本の優れたデジタル防災技術や知見を共有することで、草の根レベルで米国の良きパートナーとしての日本の姿を発信することに貢献した。

7 月には、木原内閣官房副長官を議長とし、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）」第 5 回フォローアップ会合を実施した。コロナ禍からの脱却が最優先課題となる今後は、日米間の揺るぎない絆を支える重層的な人的交流を再活性化させていく必要があることが確認され、米国の「良き企業市民」として活動している日本企業の活動を支えていくことで一致した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： s

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

TPP11 も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21 世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和 2 年度目標

- 1 WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点 5 分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第 30 回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12 月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11 月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
- 2 12 月に開催された JEC においては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長代理を務めた。JEC においては、新型コロナによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO 改革や TPP11 の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5 つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWG においては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
- 3 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が 7 月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC 及び CWG を含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続きが滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和 3 年度目標

- 1 WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなった CWG を含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月の日・カナダ外相会談において外相間で一致した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」のうち、エネルギー安全保障、自由貿易の促進及び貿易協定の実施など、経済分野において二国間協力を越えてインド太平洋地域に拡大する方策について、令和4年2月の日・カナダ首脳電話会議等の機会を捉え意見交換を実施し、相互理解及び連携を深めた。コロナ禍からの回復については、岸田政権が提唱する「新しい資本主義」と、トルドー政権が提唱する「公平で、緑豊かで、より繁栄したカナダ」との連携について12月の日加次官級経済協議（JEC）において意見交換を行った。
- 2 12月、第31回 JEC をオンライン形式で開催した。日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長を務めた。中国・台湾等による CPTPP 加入申請への対応について緊密に連携していくことを確認したほか、WTO を含む最近の国際経済情勢、FOIP 実現のための日加協力、さらに経済安全保障の強化について議論を行った。二国間経済関係の強化については、5つの優先協力分野（(1) エネルギー、(2) インフラ、(3) 科学技術協力とイノベーション、(4) 観光・青年交流、及び (5) ビジネス環境の改善・投資促進）等につき意見交換を行い、「農業」を JEC の優先協力分野に新たに追加することで一致した。また、カナダ進出日系企業による新型コロナウイルス感染症対策支援に関する概要紙を作成し、幅広く配布する等意を用いて両国の友好関係についてアピールを行った。TPP11 の着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は919社から948社へ増加したほか、エネルギーやイノベーション分野での大型投資に繋がった。
JEC 向け、5月及び11月に日・加課長級協力作業部会（CWG）を開催し、詳細を議論したほか、ビジネスマッチングやイノベーション協力の促進も目指し、6月にカナダ州政府駐日代表と国際電気通信基礎技術研究所（ATR）との意見交換、7月にカナダ州政府駐日代表と海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）との意見交換、9月に JETRO トロント事務所との意見交換を実施した。また、11月の日・カナダ商工会議所協議会における北米第二課長による日加経済に関する講演を実施し、ビジネス関係者へのアウトリーチを行ったほか、FOIP 日加協力の一環として、12月の在京カナダ大主催エネルギー安全保障セミナーにおいて、小野経済局長が講演を行った。
- 3 令和2年7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効し、紛争解決事案が積み上がる中、日系企業の意見を聴取しつつ、日系企業のビジネス環境の向上に向け加側に働きかけや情報収集を実施した。また、コロナ禍に伴う渡航制限を受け、日系企業関係者に対する査証発給等に関する各種働き掛けを実施、円滑な渡航のための支援を通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和4年度目標

- 1 令和3年5月に、日加外相会談において発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における協力を推進すべく両国で更に協力・連携を進める。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流及び農業）を中心に幅広い協力を進展させ、日本企業の要望も踏まえビジネス環境の向上に努めつつ、首脳・閣僚間の会談や、民間団体交流等の実施等を通じて、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日系企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を実施する。また、コロナ禍を受けた渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に

努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 10月、林外務大臣は、外務省賓客として訪日したジョリー外相とともに、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン（通称：日加 FOIP アクションプラン）」を発表した。右の経済分野は、（１）エネルギー安全保障、（２）自由貿易の促進及び貿易協定の実施、（３）環境及び気候変動、の３つから構成され、令和４年度に実施された日加首脳会談３回（うち１回電話会談）、外相会談５回を通じて、日加 FOIP アクションプランの実現に向けて協力関係を前進させることにつき確認した。
- 2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の発効から４年を迎え、貿易・投資関係の更なる深化が見られた。12月には第32回日・カナダ次官級経済協議（JEC）をオンライン形式にて開催し、CPTPPやWTOを含む最近の国際経済情勢やFOIPの実現を含む日加協力に関する意見交換に加えて、JECの６つの優先協力分野（（１）エネルギー、（２）インフラ、（３）科学技術協力とイノベーション、（４）観光・青年交流、（５）ビジネス環境の改善・投資促進、（６）農業）につき議論を行った。また、令和５年２月に日加課長級作業部会（CWG）をハイブリッド方式で開催し、JECでの協議を踏まえたフォローアップとして協議を行った。
- 3 9月、日本・カナダ商工会議所協議会（JCCC）が開催され、成果として発出された共同声明を踏まえつつ、12月の第32回JEC及び令和５年２月のCWGにおいて協議を行った（６月にハイブリッド形式で開催したCWGでは、渡航制限に関連した意見交換も実施。）。また、日本企業との個別協議の結果を踏まえつつ、民間企業の対加投資の主要課題について、カナダ側と継続的に協議を行った。このほか、JECやCWGでの協議内容を、民間企業へフィードバックする目的で、９月および令和５年３月、外務省北米局北米第二課長が日本商工会議所においてプレゼンテーションを行った。
12月、林外務大臣とイン国際貿易大臣が会談を行い、二国間の貿易・投資促進について協議を行った。令和５年１月には、岸田総理大臣の訪加時に、日加ビジネス関係者を招いたランチを開催し、日加経済関係のポテンシャルについて意見交換を行った。また、令和５年３月には一般財団法人電池サプライチェーン協議会の訪加ミッションに外務省・大使館・総領事館からも参加し、カナダ政府関係者とEVバッテリービジネス促進に関わる協議に参加した。カナダ進出日本企業拠点数は令和３年度公表データの948社から令和４年度公表データの953社へ増加し、EVバッテリー向けのニッケルやグラファイトの事業開発に向けた日本企業の投資の動きにおいて相次ぐ成果がみられた。

令和２・３・４年度目標の達成状況： b

参考指標１：グラスルーツ事業実施結果

		実 績 値			
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	事業数	207	99	97	88
	参加人数	380,000人	880,000人	330,000人	300,000人

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１ 米国との経済分野での協調の深化 ＊】

令和２年度から４年度にかけて、米国との経済関係は以下のような主要な成果が得られ、大きく進展したところ、目標の達成度を「s」と判定した。

1 日米経済協力の新しい枠組みの誕生

令和３年４月の日米首脳会談で立ち上げられた「日本競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の具体化、令和４年１月の日米首脳テレビ会談で立ち上げられた日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）を通じて、経済分野における日米協力を戦略的な関係に引き上げることができた。

競争力・イノベーション、コロナ対策・グローバルヘルス・健康安全保障、気候変動・クリーンエネルギー・グリーン成長／復興の三本柱から成るコア・パートナーシップは、量子、AI、バイオなどの科技協力、がん分野における日米共同研究や水素・燃料アンモニア、CCUS／カーボンリサイクル、原子力などクリーンエネルギー技術など広範囲にわたって、日米が優先して協力を推進していこうと

する分野を特定した。令和4年5月には、61項目にわたる進捗を確認したファクトシートを発出した。このように、両国間で優先して取り組むべき経済協力を可視化し、リストアップすることにより、日米経済協力の見通しを立てる上で効果があった。

また、二国間協力の強化のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会のルールに基づく経済秩序の維持・強化や経済安全保障の強化に対する日米の政治的決意を示し、新たな課題に共同で取り組んでいくための枠組みとして経済版「2+2」が令和4年1月に誕生した。7月の初会合では、共同声明と行動計画の二部からなる成果文書を発出した。外交・安保と経済を一体として議論する経済版「2+2」が、国際経済秩序を維持・強化し、自由で開かれたインド太平洋の実現において戦略的重要性を有しているとの認識を共有し、閣僚級「2+2」の定期開催と年内の次官級協議の開催についても一致した。また、コア・パートナーシップにも記載されている協力分野について、具体的な行動計画を策定できた。

このような日米経済協力の新しい枠組みは、すでに二国間で活発に行われている投資や雇用創出に基づくもの。米国内の直接投資残高で見た場合、日本は3年連続世界最大の対米投資国（2021年は7,210億米ドル）となっており、2020年には約93万人の雇用を創出している（英国に次いで2位）。

なお、投資や雇用創出、人的交流に関して、連邦レベルのみならず、州レベル含めた重層的な関係をさらに強化するために、知事など地方政府代表が経済・貿易ミッションを率いて訪日する際には積極的に政府高官との会談を実現させ、カリフォルニア州、ワシントン州及びメリーランド州との間で有する経済及び貿易関係に関する協力覚書を更新した。（令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

2 「自由で開かれたインド太平洋」促進の取組

「日米経済対話の三つの柱のうち、自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力は「分野別協力」に位置づけられている。具体的には、エネルギーやデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められた。いずれの分野においても以下のとおり評価期間中を通じて取組が進展し、地域の繁栄に向けた経済秩序維持・発展に大きく寄与した。

エネルギー分野では、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）（令和2年は二度の会合を開催）を引き継ぎ形で令和4年6月に日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）が立ち上げられた。JUCEPは、重点分野として、（1）再生可能エネルギー、（2）電力網の最適化、（3）原子力エネルギー、（4）脱炭素化技術を特定した。インド太平洋地域の脱炭素化及びクリーンで安価かつ安全なエネルギー源への移行を支援する本取組において、具体的にはワーキンググループ内で日米とインドネシアの官民を交え、日米の支援ツールキットやインドネシアにおける投資機会と課題について議論がなされた。

また、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）においては、令和2年の一周年記念を機に共同声明が発出され、民間投資の促進や国境を越えた電力取引拡大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大が決定された。その後、メコン地域の支援ニーズを聴取した上で今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを米国がとりまとめ、令和4年11月にメコン側がアクションプランに同意し成立した。アクションプランは、（1）クリーンエネルギー統合、（2）市場開発及び投資、（3）地域の電力取引の3分野を支援の柱とし、日米合わせて42件の新たな技術協力案件を提示した。

デジタル分野では、信頼性のある情報通信インフラの普及拡大や5Gなどの革新的技術に関し、様々な枠組みを通じて協力強化が図られた。令和3年4月の日米首脳会談で立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCP）」では、令和4年8月までに4回の専門家レベル作業部会が開催され、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの海外展開について議論がなされた。また、毎年度実施されているインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）の開催を通し、Open RAN、5G、海底ケーブル、スマートシティ、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」、AI、サイバーセキュリティなどの幅広い政策課題に関し、日米両国の関係省庁及び民間事業者を交えた意見交換がなされた。

このほか、インド太平洋地域の経済秩序及び包摂的・持続的な経済成長に対する日米のコミットメントとして挙げられるのが、インド太平洋経済枠組み（IPEF）である。IPEF立上げ式を東京で行い、岸田総理大臣がバイデン大統領とモディ首相と共に対面参加することで、インド太平洋地域への米国のコミットメントを印象づけることができた。日本は、IPEFという形で米国がインド太平洋の経済秩序に改めて関与していることを歓迎し、IPEFが協力とルール・メイキングのバランスが取れた枠組みとなるよう交渉に貢献してきており、今後も右取組を継続していく。

さらに日本としては、米国のインド太平洋地域の国際秩序への関与という戦略的観点から、米国のTPP復帰が望ましいと考えており、あらゆる外交機会を活かし、こうした日本の立場を一貫して米国に伝えた。加えて、直近では令和4年7月の林大臣訪米時や令和5年1月の岸田総理訪米時のスピ

一チにおいて、こうした日本の考えを広く米国の一般向けに訴えた。このような取組による一つの前向きな成果として、令和4年10月の日米財界人会議の報告書において、TPPに米国が復帰すべきとの記載がなされた。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

3 日米通商関係

トランプ政権からバイデン政権に代わり、米国の通商政策が労働者中心のものに移るなか、日本は米国との通商関係を安定化させる努力を続けた。

令和3年11月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部(USTR)から局長級で参加する、通商分野における日米間の協力を目的とした「日米通商協力枠組み」が立ち上げられた。令和4年度までに複数回開催し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について協議を重ねた。

令和3年3月に日米貿易協定に定める米国産牛肉に関するセーフガード措置が発動されて以降、長らく事務方による協議が進められていたが、令和4年6月には合意内容に基づいた日米貿易協定改正議定書がワシントンDCにおいて富田駐米大使とタイ米国通商代表との間で署名され、国会承認を経て翌年1月1日に発効した。また、令和5年1月の日米首脳会談におけるやりとりを踏まえ、同年3月に日米重要鉱物サプライチェーン強化協定(CMA)を締結した。これにより、日本が米インフレ削減法上の「米国とのFTA締結国」に含まれることとなり、日本で採取・加工された重要鉱物(EVの電池の材料)が米インフレ削減法上のEV税制優遇措置の対象となった。

他には、令和4年2月、関係閣僚及び関係省庁の精力的な協議の結果、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

4 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

平成29年に日本企業の雇用創出や日本の文化・伝統に対する理解の裾野を広げ、良き企業市民としての企業活動をさらに支援すべく立ち上げられた、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース(「各地各様のアプローチ」)」については、令和3年度行政事業レビュープロセスを踏まえ、労働者・中間層重視、コロナ対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術などバイデン政権の重点政策に基づいた「行動計画2.0」が策定され、優先事項が見直された。

新型コロナの感染拡大に伴い、対面形式のイベント実施が困難となった三年間でもあった。それでも、オンラインでの実施や動画配信、ウェビナー開催するなど、在外公館をはじめとする関係者による趣向を凝らした柔軟な対応により、グラスルーツ事業は途絶えず、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層に発信することに成功した。例えば、コロナ禍で人の往来に制限があった令和3年度においては、在ナッシュビル総領事館にて現地の日系自動車工場及び関連の日系企業(自動車部品製造業)の活動、地域への貢献や従業員の取組等をSNSで発信し、多くの米国民に対して日系企業による米国経済への貢献を発信することができた。(令和2・3・4年度：グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト(達成手段②))

【測定指標2-2 カナダとの経済分野での協調の深化】

1 「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における日加協力の推進については、首脳会談や外相会談等を通じて協議を緊密に実施することで、日加間の経済分野における協力関係が深化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配、自由貿易などの共通の価値観を有する戦略的なパートナーとしての認識を深め、協調の深化に結びつける効果があった。具体的には、令和4年10月の二国間協力の羅針盤となる日加FOIPアクションプランの発表、及び令和4年11月のカナダ政府として初となるインド太平洋戦略(IPS)の発表へ繋がった。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進((達成手段①))

2 JECでは、優先協力分野における両国の協力強化、また、課題特定と認識の共有を通じて、課題解決に向けた日加関係当局間の対話を促す効果があった。両国間の貿易は、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により縮小したものの、令和3年に続いて令和4年も回復傾向が見られた(令和3年度における日本による輸出：9,455億円、日本による輸入：1兆6,369億円、令和4年度における日本による輸出：1兆524億円、日本による輸入：2兆567億円)。また、CPTPPの着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は令和3年度948社から令和4年度：953社へと堅実に増加している。(令和2年・3年・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

3 日本・カナダ商工会議所協議会(JCCC)が開催された際の共同声明では、サプライチェーンの強化、水素および再生可能エネルギー分野におけるビジネス機会の増大、物流円滑化に向けたインフラ開発について提起があり、右を踏まえつつカナダ側との協議を行い、また日本商工会議所に対するフィードバックセッションを行うこと等を通じて、官民連携の強化に繋がった。(令和2・3・4年

度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）
次期目標等への反映の方向性
【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】 日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える三要素の一つであり、引き続き日本 の対米外交の主要な柱の一つである。世界第3位と第1位の経済大国である日米両国が経済分野において引き続き緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた両国間の貿易の安定的な発展や、インフラ、エネルギー、デジタルを始めとする様々な分野における協力関係の推進、地方政府との連携、草の根のレベルでの取組等を通じた重層的な日米経済関係強化を引き続き推進していく必要がある。 日本とカナダは、普遍的価値を共有するG7のメンバーであり、自由で開かれたインド太平洋地域の重要な戦略的パートナーである。両国は国際秩序が挑戦に晒され、安全保障環境が一層厳しくなる中で、国際社会及びインド太平洋地域の平和と安定の維持・強化、繁栄のため連携していくことで一致している。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた、両国間の貿易・投資の安定的な発展や、経済安全保障、重要鉱物含むサプライチェーンの強靱化、インフラ、エネルギー安全保障、食料安全保障を始めとする様々な分野における協力関係の強化を引き続き推進していく必要がある。 上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すると の施策目標は妥当であったが、現在の日米及び日加経済関係は具体的な協力を推進する関係となっ ていることから、政策の調整を想起する「協調」という言葉よりも「協力」が適切であるため、右に 応じて施策目標及び測定指標名の修正を行う。併せて、米国については、経済版「2+2」やインド太 平洋経済枠組み（IPEF）の立ち上げも踏まえ、今後は、日米が自らの競争力・強靱性を高めるととも に、インド太平洋地域ひいては世界の経済的繁栄及びルールに基づく経済秩序の維持・強化に向けた 協力・連携を推進する観点から施策目標を定めることとする。 【測定指標】 2-1 米国との経済分野での協力の深化 * - 閣僚間を始めとした様々なレベルにおける対話等を通し、日米経済関係をより重層的なものにしていく。例えば、二国間の取り組みである、コア・パートナーシップや経済版「2+2」のフォローアップ、日米通商関係の安定的な発展に向けた対話・協議を継続し、協力事項の進捗状況を確認していく。 - インド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の維持・強化に向け、日米でリーダーシップを発揮し、協力を深化させる。これには、インド太平洋経済枠組み（IPEF）などの多国間枠組での取組も含まれる。 - 地方政府や米国内の地域コミュニティとの関係を一層強化する。各地方政府との対話やグラスルーツからの日米関係強化プロジェクトを通し、米国の各地域と日本の関係強化及び日本の理解促進に取り組む。 2-2 カナダとの経済分野での協力の深化 - 自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプランの着実な実施を通じてFOIPの実現に向けて連携していく。 - 日加次官級経済協議等の既存の枠組を通じて、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力関係を強化するとともに、課題の特定・解決に向けた協議を行っていく。 - ビジネス環境の改善に向けた必要な措置を採るために、官民連携に取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・ 外務大臣演説 第211回国会における林外務大臣の外交演説 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003597.html) ・ 第二百十一回における岸田内閣総理大臣施政方針演説 (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html)

- ・日米コア・パートナーシップ
日米首脳共同声明（令和3年4月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000948.html)
- 日米首脳会談（令和4年5月）(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
- ・経済版「2+2」
日米首脳テレビ会談 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/page1_001086.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）次官級協議の開催（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009355.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page6_000720.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）次官級協議の開催
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_00002.html)
- ・インド太平洋経済枠組み（IPEF）
インド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げに関する首脳級会合
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page3_003323.html)
- 三宅外務大臣政務官のインド太平洋経済枠組み（IPEF）の貿易の柱に関する非公式閣僚級会合への出席（結果）(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009393.html)
- 山田外務副大臣のインド太平洋経済枠組み（IPEF）閣僚級会合への出席（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000922.html)
- 林外務大臣のインド太平洋経済枠組み（IPEF）オンライン閣僚級会合への出席（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009567.html)
- ・日米貿易協定
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（略称：日米貿易協定）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html
- 日米貿易協定改正議定書の署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009385.html)
- ・日米通商協力枠組み
日米通商協力枠組みの立ち上げ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009179.html)
- 日米通商協力枠組み第1回会合の実施
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009283.html)
- 日米通商協力枠組み第2回会合の実施
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000908.html)
- ・日米重要鉱物サプライチェーン強化協定（CMA）
日米重要鉱物サプライチェーン強化協定の署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001391.html)
- ・地方政府との連携
日本国政府とアメリカ合衆国カリフォルニア州との間の気候変動対策並びに経済及び貿易関係の強化に関する協力覚書の更新署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009314.html)
- 日本国政府とアメリカ合衆国ワシントン州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書の更新署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009411.html)
- 日本国政府とアメリカ合衆国メリーランド州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書の更新に係る署名式 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009553.html)
- ラリー・ホーガン米国メリーランド州知事による山田外務副大臣表敬
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009472.html)
- ジャレッド・ポリス米国コロラド州知事による林外務大臣表敬
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009652.html)
- ・グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）
官邸ページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/grassrootsTF/index.html>)
- グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）第4回フォローアップ会合の開催結果について
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page4_005389.html)
- グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）第5回フォローアップ会合の開催結果について

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page4_005389_00001.html)

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 2 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和 2 年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか 2 ヶ月足らずの令和 3 年 3 月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また 4 閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、4 閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第 5 条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4 閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することと一致した。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、6 月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、

イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することなどを閣議決定した。

- (2) サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和5年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。
 - (4) 多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。
 - (5) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。
 - (6) 海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナウイルス流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練(マラバル)や環太平洋合同演習(RIMPAC)などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。
- 3 日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。
- 当該協定が令和3年3月末に失効することを踏まえ、令和3年2月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を1年間延長することに合意し、また、令和4年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和3年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、令和3年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 令和3年度においても、ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねた。バイデン政権は令和3年1月の発足直後から日米同盟を重視する姿勢を鮮明

にした。その中で令和4年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン國務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。更に、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。

- 2 (1) ミサイル防衛 については、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行い、BMD システムの着実な整備に努め、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとった。
- (2) サイバーについては、4月の日米首脳会談において、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論しており、令和3年度においても5月に日米サイバー対話課長級会合を開催した。併せて、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行った。
- (3) 宇宙については、4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。併せて、日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的な検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
- (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、4月の日米首脳共同声明や令和4年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行った。
- (5) 海洋安全保障・多国間協力については、日米両国は、10月の東アジア首脳会議（EAS）や8月のASEAN 地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。令和3年は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、8月から9月にかけて実施したマラバル（日米豪印共同訓練）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋 を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。
- 3 在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定につき、現行協定の有効期限が令和4年3月31日であることを踏まえ、日米両政府は、令和4年4月1日以降の経費負担のあり方について協議を行った。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ねた結果、12月に日米間で合意に至り、令和4年1月7日、東京において、林芳正外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間（令和4年4月1日から～令和9年3月31日）における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

令和4年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）

作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和4年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 平成27年に策定されたガイドラインのもとで設置された同盟調整メカニズム（ACM）などを通じ、令和4年度においても、日米両国は、緊密な情報共有や共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を行った。

その中で、令和5年1月には、日米両国の戦略文書発表後のタイミングを捉え、米国ワシントンD. C. で日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）が開催され、日本側からは林外務大臣及び浜田防衛大臣が、米側からはプリンケン國務長官及びオースティン国防長官が出席し、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両国のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。また、大きく以下3点の成果があった。第一に、最大の戦略的挑戦である、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動や北朝鮮の前例のない数の弾道ミサイル発射、ロシアによるウクライナ侵略などの地域の戦略環境に関する認識について丁寧なすりあわせを行った。第二に、一層厳しさを増す安全保障環境における日米同盟の抑止力・対処力強化に向けた今後の取組を確認した。米国による日本を含むインド太平洋地域における戦力態勢を最適化するとの決意を歓迎し、在日米軍再編計画の再調整を含め、日本における米国の戦力態勢を一層最適化するための方策について緊密な協議を継続することを決定した。また、拡大抑止を議題の一つとして閣僚レベルで時間を割いて突っ込んだ議論を行い、米国の核を含むあらゆる種類の能力に裏打ちされた、日本防衛に対する米国の力強いコミットメントを再確認した。さらに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、一定の場合には、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。第三に、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図ることの重要性について改めて確認し、林外務大臣から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米国側に改めて要請した。その上で、令和5年1月に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。また、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎し、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。さらに、日米「2＋2」でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。

- 2 (1) ミサイル防衛については、令和5年1月の日米「2＋2」において、極超音速技術に対抗するための共同分析の進展を踏まえ、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することや、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致した。
 - (2) サイバーについては、令和5年1月の日米「2＋2」において、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。また、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じて両国の関係者で幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進するなど、日米での協力を深めた。
 - (3) 宇宙については、令和5年1月の日米「2＋2」において、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、上記1で述べたとおり、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。また、同月の日米首脳会談では、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致した。さらに、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
 - (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、5月の日米首脳会談や令和5年1月の日米「2＋2」においてその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行った。
- 3 在日米軍再編については、令和5年1月の日米「2＋2」において、日本の南西諸島の防衛のた

めのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。また、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱(じん)性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認し、平成 24 年 4 月の日米「2+2」で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第 3 海兵師団司令部及び第 12 海兵連隊は沖縄に残留し、第 12 海兵連隊は 2025 年までに第 12 海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、平成 24 年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。また、日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに 2024 年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

- 4 在日米軍駐留経費負担については、新たな特別協定が令和 4 年 4 月に発効した。この特別協定においては、従来、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を日本が負担してきたが、これに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標 (一年度)

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和 2 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転(2020 年代前半に開始予定)や平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成 29 年 12 月に北部訓練場の過半(約 4,000 ヘクタール)の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年 4 月の日米首脳会談や令和 3 年 3 月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成 27 年の環境補足協定や、平成 29 年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、4 月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種である PFOS 含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計 5 回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和 2 年 3 月以降新型コロナの感染事案が発生した。これに対し、7 月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和 3 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、4月の日米首脳会談、令和4年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還を実現した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和3年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきた。例えば、6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルス対策においては、6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナウイルスの感染事案が発生したことを受け、令和4年1月6日の日米外相電話会談や同月7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発出し、同月28日には日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立した。

令和4年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍再編の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得るため、日米両政府の間で協議を行い、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題の対応等に取り組んでいく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについて、令和4年5月の日米首脳会談、令和5年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、令和4年5月にはキャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和4年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、令和4年6月に横須賀海軍施設でPFOS等を含む水の漏出が発生した際、また9月に厚木飛行場で大雨により有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを含む泡消火剤が放出され、当該薬剤を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルスを含む感染症などの課題については、令和4年1月28日に日米合同委員会の下に設立した「検疫・保健分科委員会」を活用しつつ、日米で緊密に連携の上、適切かつ機敏に対応し、日本国内における感染防止対策の徹底に取り組んだ。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	①73% ②93%	①70% ②88%	①69% ②89%	①70% ③ 90%

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *】

日米首脳会談や日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を始めとする、以下のようなハイレベルを含めた様々な機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく必要性が繰り返し確認されるなど、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の下での安全保障・防衛協力のための日米協力の土台がより強化された。また、日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略を公表（米側は令和4年10月、日本側は令和4年12月に公表）し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。その上で、令和2年度の外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見において指摘された、「米国における対日世論調査の結果」における一般国民と有識者との間での理解の乖離については、有識者による理解は極めて高い値を示している一方、一般国民の理解はそれに及ばない状況が継続しているところ、次年度以降においても引き続き米一般国民による理解を得る努力を継続していく。

（1）令和3年3月の日米「2+2」において、日本が、防衛及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国から、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが強調されたこと、また、一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで、日米で一致したことは、内外に対して両国の強い結束を表明し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する上で効果的であった。

（2）令和3年4月に、バイデン大統領の政権発足後初めて訪米する外国首脳として、菅総理はバイデン大統領と日米首脳会談を実施した。同盟強化の具体的方途について検討を加速することで、日米で一致し、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、米国による日本の防衛へのコミットメントが確認された。令和4年1月の日米「2+2」において、日本側が自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べたのに対し、米側から、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意が表明された。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、同「2+2」において、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。

（3）令和4年5月の日米首脳会談において、米側から日本の防衛へのコミットメントが改めて表明されたことや、日米で、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルも含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致し、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明した他、米側から日本の防衛力の抜本的強化やその裏付けとなる防衛費の相当な増額の確保に対する強い支持を得た。

（4）令和5年1月には、日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で、日米「2+2」を開

催し、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせ、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。さらに、同「2＋2」において、令和4年3月の自衛隊サイバー防衛隊の新編を歓迎し、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致したことや、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ることを確認したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があり、同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果であった。（令和2・3・4年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標3－2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 ＊】

令和5年1月の「2＋2」共同発表において、在日米軍の施設・区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、令和3年4月及び令和4年5月の日米首脳会談や令和5年1月の日米「2＋2」を始め、累次の機会に日米間で確認し、令和2年12月の普天間飛行場の佐真下ゲートの土地の返還及び令和3年5月の牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還が実現し、さらに、令和4年5月にはキャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。

在日米軍施設区域から、有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む泡消火剤が漏出するなどの事故が発生した際には、米側や関係省庁、地元自治体と緊密に連携し、PFOS等の漏出が明らかになった在日米軍施設・区域並びにその周辺において、水質調査を実施し、また、環境補足協定に基づく施設・区域への立入り等実施し、その結果や米側が講じた再発防止策等について関係自治体に説明するなど、事案に応じた適切な対応を行った。

また新型コロナ対策においては、令和2年7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを、また令和3年6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。これに加え、令和4年1月の日米外相電話会談や日米「2＋2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れ、令和4年1月には新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発表し、更に同月、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立するなどの対応を行い、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。このような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目標達成に向け効果があった。（令和2・3・4年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日本の平和と安全及びインド太平洋地域の平和と安定を確保するためには、日本自身の防衛力の抜本的強化はもとより、日米安保体制の抑止力・対処力を一層強化させることが不可欠である。そのために、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力・対処力を強化し、再調整された再編の実施のための日米ロードマップに基づいた在日米軍再編の実施を進めるとともに、沖縄を始めとする地元の負担の軽減にも努め、確実に成果を出していくことが必要である。

このとおり日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3－1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 ＊

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるとの中期目標の達成に向けた

新ガイドライン及び平和安全法制の下での日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化等の年度目標は、適切な目標であったと考える。

日米安保・防衛協力については、上記のとおり進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速し、具体的な成果を出していく必要がある。これまで以上に急速に厳しさを増している安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の抜本的強化に取り組むとともに、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力・対処力の強化に日米で共に取り組んでいく。その際、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整の更なる強化、平時における同盟の取組、日本の反撃能力の効果的な運用に向けた日米間の協力の深化、宇宙・サイバー・情報保全分野での協力、同盟の技術的優位性の確保のための技術協力や、新興技術への共同投資などを、重点的に進めていく。また、米国による拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するための努力も続ける。

3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

在日米軍再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する等の年度目標は、適切な目標であったと考える。在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、日米同盟の強化と合わせ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現し、地元の理解を高めていく。この観点から、引き続き、在日米軍施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施、日米地位協定の適切な運用などに取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
日米安全保障体制
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html>)
第 201 回国会における茂木外務大臣の外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（概要）（令和 5 年 1 月 11 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page4_005748.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（概要）（令和 4 年 1 月 7 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page4_005483.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（結果）（令和 3 年 3 月 16 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page1_000942.html)
日米首脳会談（令和 5 年 1 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_001475.html)
日米首脳会談（令和 4 年 5 月 23 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
- ・ 令和 4 年版外交青書（外交青書 2022）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 令和 3 年版外交青書（外交青書 2021）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 令和 2 年版外交青書（外交青書 2020）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 首相官邸 ホームページ
第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html)
- ・ 参議院ホームページ
質問主意書内閣参質二一〇第六七号
(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/210/meisai/m210067.htm>)